



11月25日～12月1日は 「犯罪被害者週間」です

被害にあわれた人やその家族が、再び地域で平穏な生活を送るためには、市民の皆さんの理解と配慮、協力が必要です。

犯罪被害で受ける「心の痛み」は計り知れません。犯罪被害者の立場を理解し支援しましょう。

【古河地区被害者支援事務局】

・古河警察署警務課

☎30-0110

・市役所防災交通課

☎92-3111

問 総防災交通課



あなたの土地が 狙われています

悪質な業者から金銭や甘い言葉で土地利用を求められ、安易に同意してしまった結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されたり、質が悪い残土などを埋め立てられる事案が発生しています。こうした被害を防ぐために「うまい話があっても、安易に土地を貸さない」という意思を持つことが必要です。

また、遊休地にいつの間にか不法投棄されていたという事例もあります。道路から奥まった人目につきにくい土地、手入れが行き届かない土地などが狙われています。定期的な見回り、侵入防止柵や不法投棄禁止などの警告掲示板の設置が有効です。不法投棄・野焼きを見つけた

ら不法投棄110番(フリーダイヤル ☎0120-536-380)へご連絡ください。

問 環境課

茨城県廃棄物対策課

☎029-301-3033

資産税課からのお願い

次のようなときは、必ず資産税課に届け出の手続きを行うか、ご連絡ください。

■家屋の新築、増築等をしたとき

固定資産税の課税に必要な評価額を算出するための家屋調査を行います。市職員が家屋の間取りや仕上げ材、設備を確認します。

■家屋の全部、または一部を取り壊したとき

取り壊された家屋は、取り壊

12月1日「(仮称) 駅東小規模保育所」がオープン 入所申し込みがはじまります

12月1日(木)、市立第二保育所隣り(東三丁目)に小規模保育所を開所します。入所申し込みは、市の窓口で受け付けます。

※小規模保育所とは、0・1・2歳児を対象に保育する施設です。

運営法人 (一財)古河市子ども・子育て支援財団
[古河市100%出資の法人です]

募集人数 1歳児：3人
2歳児：3人

※年齢は平成28年4月1日現在の満年齢です。

保育時間

○短時間：月曜日～土曜日、午前8時30分～午後4時30分の8時間

○標準時間：月曜日～土曜日、午前7時30分～午後6時30分の11時間

※月の労働時間により保育時間が変わります。

延長保育

月曜日～土曜日

午前7時～7時30分、午後6時30分～7時

利用料：100円(30分あたり)

※延長保育には申請が必要です。

休所日 日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

保育料 市の規定による

※保育料以外に費用負担あり(連絡ノート等)。

施設見学 11月1日(火)から随時[日曜日・祝日・年末年始を除く]

※工事中的場合があります。事前に問い合わせください。

ならし保育 12月1日以降から対応します

連携施設 市立第二保育所ほか市立保育所6施設

問 (一財)古河市子ども・子育て支援財団

☎23-4120

入所申し込み 入所する月の前月10日までに市役所に申し込み

入所受付場所 総和庁舎子ども入園課

問 総子ども入園課 ☎92-3111